



花火やバーベキューを行う時間や場所、土地の管理にご注意ください

環境政策課 ☎382-7954 📠382-2214 ✉kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

夏の楽しみである花火やバーベキューなどは、マナーを守らなければ、近隣へ迷惑を掛けてしまいます。また、夏は植物が生い茂る季節で、土地の管理をおろそかにすると、衛生面や不法投棄など、さまざまな問題につながります。近隣に配慮し、マナーを守って、気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

花火やバーベキューをするときは、近隣に配慮しましょう！

海岸、公園、広場などの公共の場所で夜間(22時~6時)に爆竹、打ち上げ花火、ロケット花火などの大きな音の出る花火をすることや、バーベキューなどにより大声で騒ぐ行為は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(県の条例)で禁止されています。

花火やバーベキューをするときは、場所や時間に配慮しましょう。



自宅であっても音や煙で周りの方の迷惑になる場合があります。マナーを守って楽しみましょう。

出たごみは、必ず持ち帰りましょう。

土地の管理は所有者・管理者の責務です。適切に管理しましょう！

土地の管理を怠ると、雑草・雑木が生い茂り、さまざまな問題の発生原因になります。地域の皆さんが快適に暮らせるように早めの対処を心掛けましょう。

懸念される問題

隣家・隣地への被害

雑草が隣地へ飛び出したり、木が倒れたりして、隣家・隣地に被害を加えることがあります。



不法投棄の助長

不法投棄されやすくなります。なお、捨てられたごみの処理は土地所有者・管理者の責任になります。



交通事故の誘発 治安の悪化

見通しが悪くなることで、交通事故や空き巣が発生しやすくなります。



景観悪化 害虫発生

景観が悪くなるだけでなく、蚊などの害虫が発生しやすくなります。



対処方法

雑草や雑木が生い茂る前に、定期的に草刈りや剪定を行いましょ



ご自身で管理が難しい場合は、業者などへ依頼しましょ



刈った草や剪定枝は燃やせるごみに出すか、清掃センターに持ち込むなど適切に処分しましょ

